

## 国民年金保険料 免除・納付猶予のご案内

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。

保険料納付の免除・猶予申請は、市保険年金課担当窓口または徳島南年金事務所の窓口で手続きができますので、お気軽にご相談ください。

### 【お問い合わせ先】

市保険年金課年金担当（市役所1階③番窓口）☎32・4120 / FAX35・0173  
日本年金機構徳島南年金事務所（徳島市山城西4-45）☎088・652・3114 / FAX088・654・0219

## 小松島市土木施設アドプト事業への参加団体を募集しています

道路、河川、公園などの土木施設は、市民の皆様が快適かつ安全な生活を送る上で欠かせない施設であり、本市では、このような土木施設の清掃を行うボランティア団体を支援するため、平成22年度に「小松島市土木施設アドプト事業」を創設しました。本事業

では市民の皆様と協働して快適な公共空間の創出に取り組み、それを誇りに思う郷土愛や土木施設への愛着心を醸成するとともに、コミュニティのつながりを深めたいと考えています。現在、本市では13の企業・団体様にアドプト事業に参加いただいております。本事業へのさらなる参加を募集しています。

### ○アドプト制度とは

アドプト制度とは行政と市民が協定を結び、行政が整備した公共施設を市民がボランティアで清掃・美化を行う、行政がその活動を支援する制度のことです。

### ○参加団体の要件

小松島市内の土木施設において清掃美化活動（年3回以上）を行うことができ、次の要件を満たす組織

- ・小学5年生以上の方で構成されていること。（※中学生以下の場合、保護者または監督者の方の参加が必要となります。）
- ・小松島市内に住所を有する方、小松島市内の事業所・学校等に勤務・通学する方が、原則5名以上含まれていること（例：町内会、自治会、子供会、老人クラブ、企業等）。

### ○アドプト事業への参加方法

「参加団体届出書」「年間活動計画書」を提出し、「覚書」を小松島市と締結していただきます。

○対象施設  
小松島市が管理する道路、側溝、排水路、河川、公園等の土木施設

### ○参加団体への小松島市からの支援

①清掃用具等の貸出、②ゴミ袋の支給、③参加者に対する傷害保険の加入、④活動区域への参加団体名を記載した看板の設置

### 【お問い合わせ先】

市都市整備課（市役所2階）☎32・2118 / FAX33・2104  
Mail:toshisei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

## 令和3年度横須まつり開催中止について

10月に開催を予定していた「横須まつり」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来場者の健康と安全を考慮し、昨年に引き続き開催中止とすることが決定しました。花火大会、勇屋台の巡行などが中止となり、蛭子神社での神事のみ開催予定です。開催を楽しみにしていただいていた市民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、何とぞご承知いただけますようお願いいたします。

### 【お問い合わせ先】

市商工観光課（市役所4階）☎32・3809 / FAX33・0938  
Mail:syokou@city.komatsushima.i-tokushima.jp

## 農業用廃プラスチック回収のご案内

回収にあたり、徳島県農業用廃プラスチック適正処理対策協議会への「産業廃棄物処理に関する委任状」（JA東とくしま各支所にて配布）の提出が必要で、回収日当日は、「はんこ」をお持ちいただき、記入、押印をお願いします。

また、農業用廃プラスチックの運搬には「産廃運搬車」の表示と、運搬内容の書面の備え付けが義務化されています。

※台風など荒天時における実施有無の確認については、最寄りのJA各支所へお問い合わせください。

### 【場所・日時】

JA東とくしま小松島支所（経済センター）  
10月5日（火）午前7時から午前11時  
JA東とくしま小松島南部支所（旧坂野支所）  
10月6日（水）午前7時から午前11時  
10月7日（木）午前7時から午前11時

【処理負担金】  
農プラ・塩ビ類 36円/kg  
アゼナミ類 70円/kg

### 【お問い合わせ先】

小松島市農業用廃プラスチック適正処理対策協議会（市農林水産課内）☎34・9292 / FAX34・9992  
JA東とくしま小松島支所（経済センター）☎32・7160  
JA東とくしま小松島南部支所（旧坂野支所）☎37・1501

## 救急資機材の寄贈を受けました

民間救急サービスはやぶさ様より、飛沫感染防止対策カバーを寄贈していただきました。同資機材は、感染症の疑いのある傷病者を救急搬送する際に、救急隊員の感染リスクを低減するものです。新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症への対策として、有効に活用させていただきます。

### 【お問い合わせ先】

市消防本部 ☎32・0119 / FAX32・3595  
Mail:shoubou@city.komatsushima.i-tokushima.jp

